

## 松戸市地方創生 SDGs 推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を原動力とした地方創生を総合的かつ効果的に推進するため、松戸市地方創生SDGs推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

SDGsの理念の普及及び理解の促進に関すること。

SDGsの達成に向けた取組の企画及び調整に関すること。

市民、企業、各種団体等によるSDGsの達成に向けた取組との連携及び支援に関すること。

前各号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、病院事業管理者、代表監査委員、水道事業管理者、会計管理者、総務部長、総合政策部長、財務部長、市民部長、経済振興部長、環境部長、健康福祉部長、福祉長寿部長、子ども部長、街づくり部長、建設部長、消防局長、病院事業管理局长、生涯学習部長、学校教育部長、議会事務局长及び監査委員事務局长をもって充てる。

5 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の職員を本部員として指名し、充てることができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### (会議等)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 会議の議長は、総合政策部長が行う。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局会議)

第6条 第2条に係る所掌事務の推進を行うため、事務局会議を設置する。

2 事務局会議の構成員は、総合政策部長、会計課長、行政経営課長、政策推進課長、財政課長、市民自治課長、商工振興課長、環境政策課長、健康福祉政策課長、高齢者支援課長、子ども政策課長、都市計画課長、建設総務課長、消防企画課長、病院政策課長、教育企画課長、学務課長、水道部総務課長、議会事務局庶務課長及び監査委員事務局次長をもって充てる。

3 事務局長は、総合政策部長をもって充て、事務局会議の議長を兼ねる。

4 副事務局長は、政策推進課長をもって充て、事務局会議の副議長を兼ねる。

5 事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、副事務局長又はあらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

6 本部長及び事務局長は、必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の職員を会議に招集することができる。

(部会)

第7条 推進本部は、第2条に係る所掌事務の検討を行うため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部、事務局会議及び部会の庶務は、総合政策部政策推進課市政総合研究室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。